

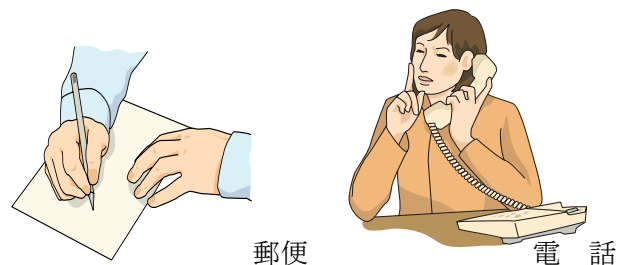
ご利用案内

労働組合等の会計・税務に係る日常的な実務相談について、中央労福協の協力税理士から直接お電話等でお応えいたします。

(注) ご相談の内容については、中央・地方労福協は取次ぎいたしません。

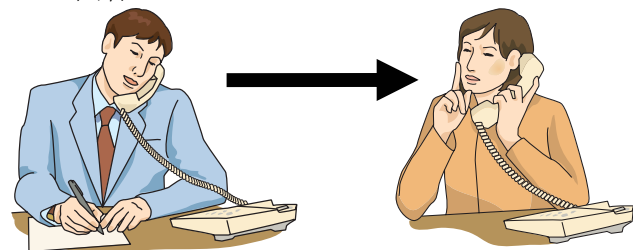
会計・税務の相談の受付と回答

1. 相談方法



いずれかの方法で、協力税理士に相談内容をご連絡ください。

2. ご回答



税理士

労組の会計責任者・担当者

後日、協力税理士から電話等で回答をいたします。

中央労福協「税務サポートの会」入会申込書

中央労福協「税務サポートの会」に入会を希望しますので、以下のとおり登録を申し込みます。

なお、当団体は、別に定める中央労福協「税務サポートの会」規約に従い、同会を利用いたします。

団体名			印
団体の種別	労組本部、労組支部、労組分会、産別本部、 地方産別、労働者福祉事業団体、その他 ()		
代表者	氏名		
	役職		
会計責任者	氏名		
	役職		
所在地	〒	-	
電話	()	-	
f a x	()	-	
m a i l		@	
申込日		年	月 日

上記に必要事項をご記入の上、中央労福協事務局まで、FAX または郵送でご連絡願います。

FAX : 03-3259-1286

中央労福協 「税務サポートの会」 ご案内



 労働者福祉中央協議会

2005年3月

中央労福協 「税務サポートの会」 ご案内

中央労福協(労働者福祉中央協議会)は2002年度より、各県の地方労福協と共に、労働組合等が抱える会計および税務の課題を解決するため、労働組合等の会計・税務に精通した税理士を講師に向かえ「税務研修会」を開催して参りました。

2003年度では、「税務研修会」に参加いただいた労働組合等から事後アンケートを集め、会計・税務に対する質問・相談を希望する労働組合等に対して、研修会を担当した税理士より電話で質問内容の回答を行いました。

2004年度では、税務研修会、事後アンケートにより、労働組合等の会計・税務を適正に処理するために、相談体制を確立する必要があると判断し、税務研修会の開催だけではなく、必要に応じて随時、会計・税務の課題を解決できるよう、協力税理士に直接相談を受けられるよう便宜を図ってきました。

労働組合等が収益事業を営む場合には、法人格の有無に関係なく、法人税・法人事業税・法人住民税・消費税の申告及び納税が必要となります。また、役員に対して支払っている各種手当も源泉徴収する義務のある支払いが生じます。

様々な会計・税務処理で課題を抱えている労働組合等の皆様におかれましては、是非、この機会に中央労福協「税務サポートの会」にご入会いただきますようご案内いたします。

費用

年間 **4,200円**（消費税込）の会費でご利用になれます。

労働組合等に係わる会計・税務相談のご案内（本リーフレット）・中央労福協「税務サポートの会」規約をお読みいただき、お申込みください。

お申込方法

裏面にある「入会申込書」に必要事項を記入の上、中央労福協事務局まで、ファックスまたは郵送でお申し込みください。

《入会申込書の送付先》

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

担当：足立

住所：〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3-8

中北ビル5階

電話：03-3259-1287 FAX：03-3259-1286

申込受付後、協力税理士への税務相談のご連絡方法および年会費のお支払い方法等をお知らせいたします。

お申込開始日

随時、お申し込みを受付いたします。

ご利用期間

本会のご利用期間は、申込日から1年後の申込日の応答日の属する月の末日までといたします。

年会費のお振込み後、利用期間内は中央労福協の協力税理士へ税務相談を行うことができます。

なお、翌年の年会費をお振込みいただくことにより、自動継続することができます。

本部・支部のご利用

本部・支部毎にお申込みください。

税務相談以外の費用

確定申告書の作成や現地での直接指導、協力税理士との顧問契約は別途ご相談ください。

中央労福協協力税理士のご紹介

関口 邦興（せきぐち くにおき）

税理士 平成6年登録

東京税理士会所属

2002年度から中央・地方労福協「税務研修会」の講師を委嘱。

小倉 秀夫（おぐら ひでお）

税理士 平成10年登録

千葉県税理士会所属

2002年度から中央・地方労福協「税務研修会」の講師を委嘱。

中央労福協「税務サポートの会」規約

第1条（本会の目的）

本会は、租税法律主義に基づき、労働組合等が適正な会計・税務処理を行うための税務相談体制を確立することを目的といたします。

第2条（適用範囲）

本規約は、本会へ申込を行った労働組合等（以下「申込団体」という）の会計責任者および会計担当者が会計・税務に関して、中央労福協の協力税理士（以下「相談税理士」という）へ相談する場合に適用されます。

第3条（申込団体）

申込団体とは、本規約を承諾のうえ、所定の手続きにより、労働組合等の会計・税務相談の利用を申し込み、中央労福協から利用確認を得た者をいいます。

第4条（相談税理士）

相談税理士とは、申込団体の会計・税務に関する相談に回答する税理士をいいます。

第5条（利用資格）

1. 申込団体は、本部および支部毎に所定の入会申込書に必要事項を記入の上、中央労福協へ提出し、年会費を所定口座に入金した時から、利用資格を有します。
2. 本会の利用は、原則として、申込団体の会計責任者および会計担当者となります。
3. 申込団体は退会の申し出がない限り、継続して本会を利用することができます。但し、年会費の入金がない場合は退会の意思があるものとみなし、退会の処理をさせていただきます。
4. 次の事由に該当する場合、相談税理士は税務相談に回答しないことがあります。
 - a. 入会申込書に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
 - b. 本規約違反があった場合
5. 上記4の他、申込団体の相談内容が本会の目的にそぐわない場合、相談税理士は申込団体の税務相談に回答しないことがあります。

第6条（変更事項の通知）

申込団体は、会計責任者・連絡先等の変更があった場合は、速やかに中央労福協に通知するものとします。

第7条（提供サービス）

1. 申込団体は相談税理士に対して、当該申込団体に係わる会計・税務に関して、次の方法で相談を申し込むことができます。
 - a. 電子メールによる文書
 - b. ファックスによる文書
 - c. 郵送による文書
 - d. 電話
2. 相談税理士は、申込団体の税務相談に対して電話またはメール等により回答いたします。
3. 税務相談の内容は、原則として、税務の基本的事項とします。
4. 相談内容に関して調査日数および費用等を要する場合は、別途、相談税理士と料金等を協議の上、サービスの提供を受けることができます。
5. 相談税理士は、緊急または健康上の理由等からサービスの提供を一時停止することがあります。

第8条（守秘義務）

相談税理士は、本会の申込団体の会計・税務に関する相談により知り得た秘密を第三者に開示または漏洩しないものとします。

第9条（転用の禁止）

申込団体は、相談税理士が提供した相談内容の全部または一部を、第三者に開示または漏洩しないものとします。

第10条（退会手続き）

本会の退会手続きは、申込団体が中央労福協に退会を申し出ることによって退会するものとします。その際、年会費は返金しないものとします。

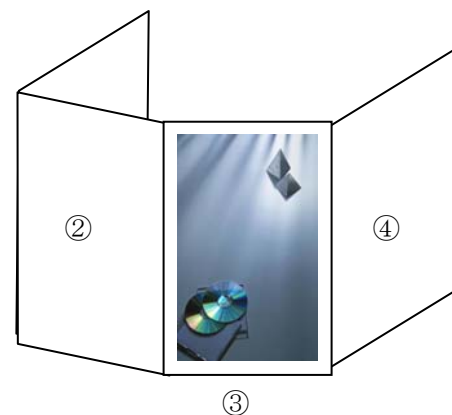
第11条（実施）

本規約は2005年4月1日から実施します。

⑤

1. A3で両面プリントしてください。
2. 点線で切り取ってください。
3. 右図のように①②③④を山折りしてください。

⑥



⑦



⑧